

(参考：改正後全文)

平成24年5月31日  
福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定

平成24年7月17日 一部改正

平成24年12月25日 一部改正

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱

### 1 事業の目的

福島県相双地域、いわき市及び田村市の一部（以下「相双地域等」という。）の介護保険施設及び障害者支援施設等（※）においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した介護職員等の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、雇用による職員の確保を基本としつつも、応急的な措置として、全国からの介護職員等の応援により対応することとする。

※ 以下3（2）施設種別の施設等を指す。

### 2 事業概要

相双地域等の施設からのニーズに対し、全国の介護保険施設及び障害者支援施設等（※）から応援可能な職員を募り、条件の整った職員が、相双地域等の当該施設において応援を行う。

※ 以下4（3）対象施設の施設等を指す。

### 3 応援先の施設

#### （1）所在地

福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）、いわき市及び田村市の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）。

ただし、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域（※）及び避難指示解除準備区域は除く。

※ 原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。

#### （2）施設種別

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練

#### 4 募集（応援）内容

上記3に記載する応援先の施設（以下「受入施設」という。）のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種
- (2) 応援期間 平成24年7月1日～平成26年3月31日の間で、2週間～3ヶ月間程度のサイクル。
- (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練

#### 5 コーディネーターの設置

- (1) 受入施設のニーズの把握、上記4の募集（応援）内容の取りまとめを行い、それぞれの条件を調整（マッチング）し、応援職員を決定するコーディネーターを福島県社会福祉協議会に設置する。
- (2) コーディネーターは、条件の調整（マッチング）に当たり、必要に応じて関係団体から意見を聴取することができる。
- (3) 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議はコーディネーターの求めに応じ、調整業務が円滑に行われるよう、協力するものとする。

#### 6 費用

本事業の実施に要する費用は、福島県が負担する。

#### 7 その他

募集方法など本事業に関する詳細な内容については、福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議において調整する。

### 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ

